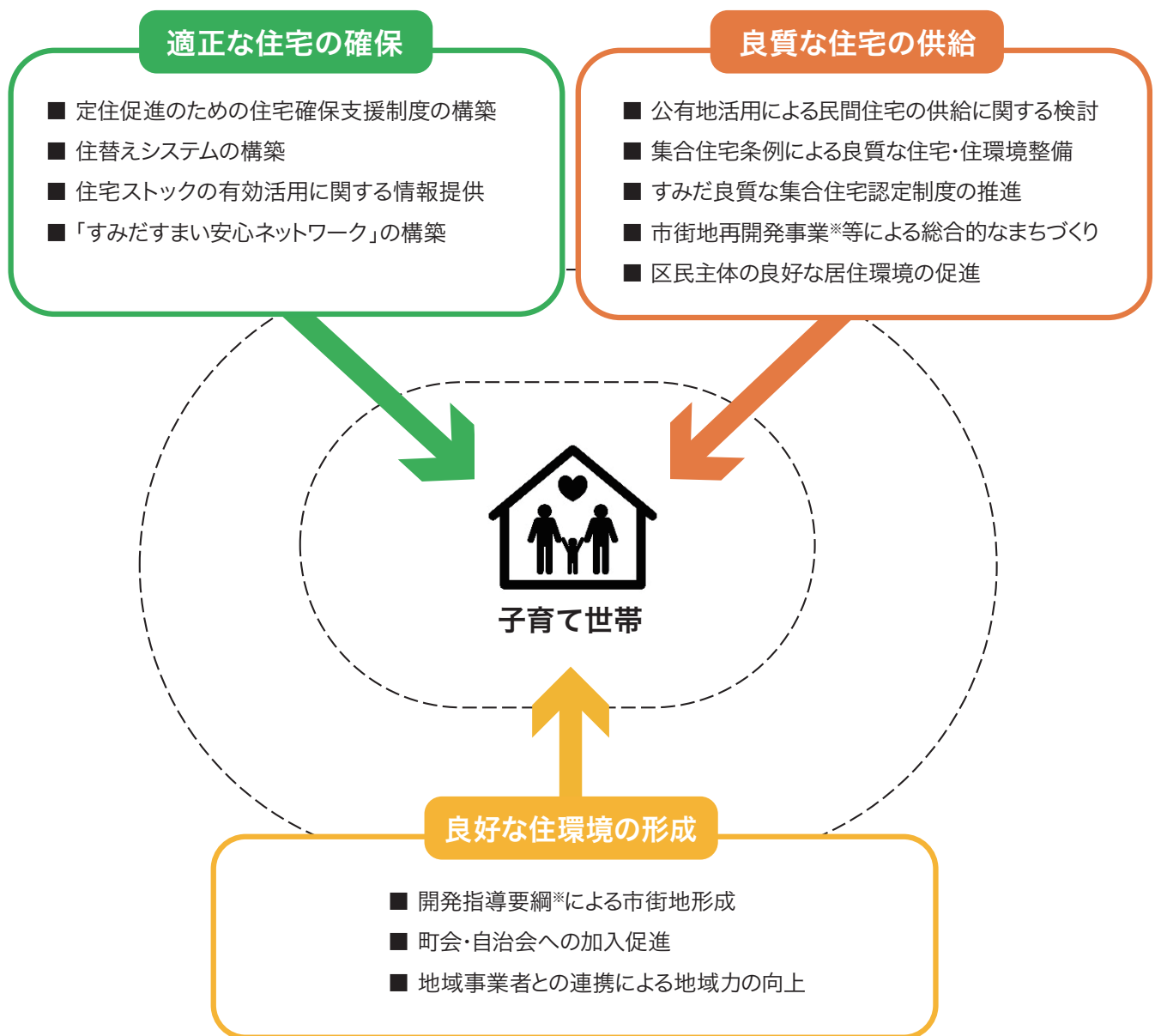


第4章 重点的な取り組み

子育て世帯の定住支援

・子育て世帯の定住促進を図るため、子育て世帯に配慮した良質な住宅の供給誘導や、子育て世帯の求めに応じた住み替えが選択できる質の高い住宅ストック[※]を形成することで、希望する住宅で安心して住み続けられる住環境づくりを推進します。

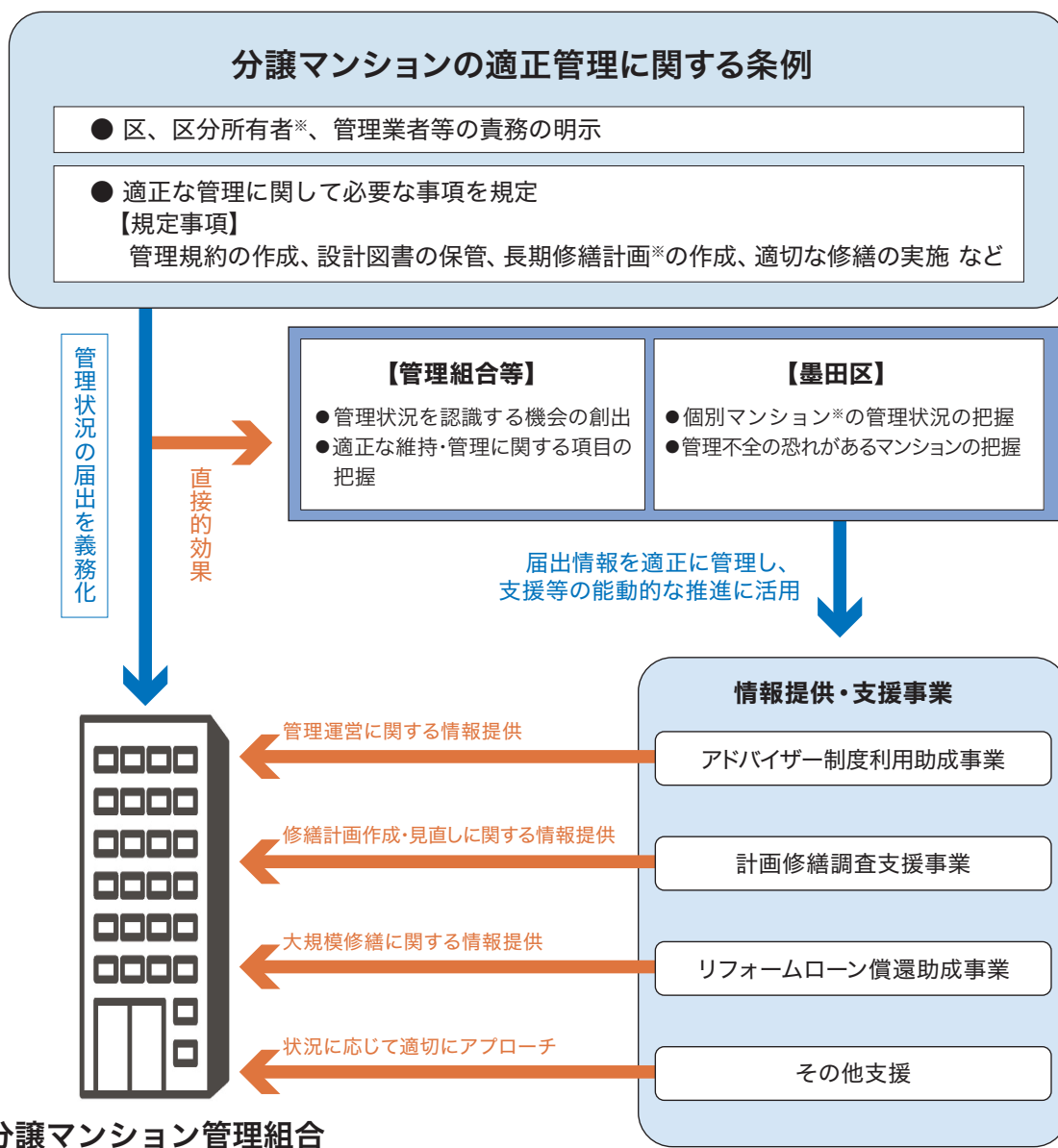
■ 子育て世帯の定住支援



「分譲マンションの適正管理に関する条例」の運用

- ・「分譲マンションの適正管理に関する条例」により、区内の分譲マンションの管理に関して必要な事項を定め、管理組合[※]の合意形成の円滑化を図るとともに、居住者間及び居住者と地域のつながりの強化を促進し、地域力の向上を図っていきます。
- ・条例と連動し、個別の分譲マンションの管理状況に合わせて、各支援事業の案内や適正な維持管理について必要な情報の提供・アドバイスを能動的に行い、管理支援の充実を図ります。

■ 分譲マンションの適正管理に向けた支援



「すみだすまい安心ネットワーク」の構築

- ・高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、若年世帯などのうち、住宅確保に特に配慮を要する世帯の居住の安定を確保するため、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するネットワークを構築します。
- ・民間賃貸住宅への入居を希望しつつも入居が困難な方が、世帯構成や世帯年収に適した住宅が確保できるよう、不動産事業者等の民間事業者や住宅オーナーなど多様な主体・分野との連携体制を構築します。また、高齢者世帯等の入居に際して、見守り体制を充実するなど、貸主・借主ともに安心できる支援体制を整えます。

■ すみだすまい安心ネットワーク

